

平成29年第3回（8月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

平成29年第3回（8月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室

2 会 期 平成29年8月1日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
8	1	火	定 例 会	開会、会期決定、会議録署名議員の指名、議案上程、説明、審議、採決、閉会

4 付議事件表

議 案 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期決定の件	8月1日	8月1日の1日と決定
		会議録署名議員の指名について	8月1日	中村太郎君 川崎剛君 指 名
議 案 第 12 号	本会議	県央地域広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例	8月1日	原案可決
議 案 第 13 号	本会議	平成28年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について	8月1日	認 定

5 一般質問発言順序及び発言要旨

月 日	質 問 者	質 問 要 旨	ページ
8月1日	中野太陽 議員	<p>1 ドローンの活用について</p> <p>(1) 先進自治体の取り組みなど、どう考えるか。</p> <p>(2) 特に山間部を広くかかえ、山火事、遭難事故、救急医療など幅広く活用できると思う。</p> <p>検討など行っているか。</p> <p>(3) 当組合で導入する考えは。</p> <p>2 老朽化施設の建て替えについて</p> <p>(1) 今後の施設建て替えのスケジュールについて問う。</p> <p>(2) 順序が入れ替わる場合はあるのか。</p> <p>また、どんな条件か。</p> <p>3 消防署職員（消防士、救急救命士）の食事について</p> <p>(1) 消防団員での話だが、消防車をうどん屋に駐車し、団員らが昼食をとっていたことで、他県では問題になった。当組合ではどのように受けとめたか。</p> <p>(2) このことで、何か対策はとったのか。</p>	

○ 出席議員（14名）

1 番 田 中 哲三郎 君
2 番 松 永 秀 文 君
3 番 中 村 太 郎 君
4 番 川 崎 剛 君
5 番 津 田 清 君
6 番 田 川 伸 隆 君
7 番 中 野 太 陽 君
8 番 朝 長 英 美 君
9 番 城 幸 太 郎 君
10 番 村 崎 浩 史 君
11 番 宮 田 真 美 君
12 番 前 川 治 君
14 番 三 浦 正 司 君
15 番 松 本 正 則 君

○ 欠席議員（1名）

13 番 大久保 正 美 君

○ 説明のため出席したもの

管 理 者	宮本 明雄 君	副管理者	園田 裕史 君
副管理者	金澤秀三郎 君	監査委員	佐藤 忠道 君
事務局長	土橋 伸秀 君	消 防 長	川原 敦 君
次長兼諫早消防署長	城下 和美 君		
総務課長	森崎 泰博 君		
消防総務課長	牟田 一幸 君		
大村消防署長	福島 錦哉 君		
小浜消防署長	富岡 正英 君		
事業課長	川上謙次郎 君		

○ 議会関係出席者

書 記 長 森崎 泰博 君
書 記 川下 辰彦 君

午後 2 時開会

○議長（松本正則君）

ただいまから、平成 29 年第 3 回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思いますので、御了承ください。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

○議長（松本正則君）

日程第 1、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、会期は本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員に、3 番中村太郎議員、4 番川崎 剛議員、以上 2 名を指名いたします。

○議長（松本正則君）

次に、総括的に管理者の説明を求めます。

○管理者（宮本明雄君）

本日ここに、平成 29 年第 3 回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

日頃より、組合運営に御理解と御協力をいただき、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

さて、九州北部の梅雨明けは、平年より 1 日遅い 7 月 20 日でしたが、7 月 5 日から 6 日にかけて発生をいたしました「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」は、福岡県、大分県を中心に河川の氾濫や土砂災害などを引き起こし、

住宅やインフラ施設、農地・農業用施設など広範囲にわたる甚大な被害をもたらしました。

お亡くなりになられました方々のご冥福をお祈りするとともに、負傷された方々を初め、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

本組合の緊急消防援助隊は、6日午前0時30分、長崎県知事からの出場要請を受け、4隊13名に命令をかけ、川登サービスエリアに集結し、災害現場へ出動しております。この緊急消防援助隊につきましては、7月25日に帰庁し解隊するまでの20日間で、第7次隊まで延べ24隊79名を派遣したところでございます。

なお、長崎県隊は、本消防本部を含め、延べ166隊541名の体制で活動を行ったところでございます。

組合におきましては、「常備消防及び救急業務」、「不燃物の処理業務」を適正に遂行し、住民の皆様の、安全安心と環境衛生の向上に努めております。

火災及び救急の概況につきましては、平成28年版消防年報をお配りしておりますが、火災件数につきましては、平成27年より25件多い92件、救急出動件数につきましては、平成27年より606件増加し、過去最高の10,792件となっております。

救急出動件数の増加につきましては、全国的な傾向であり、今後も高齢化の進展により引き続き救急出動件数の増加が見込まれるところでございます。

また、5月の組合議会臨時会の際に御報告いたしました、本組合の救急自動車に長崎医療センターの医師等が同乗して救命措置を行う「医師同乗救急自動車、通称：エムタック」の運用状況でございますが、平成29年3月1日から開始いたしまして、7月27日現在、出場件数は19件でございます。

続きまして熱中症による救急搬送の状況でございますが、全国の5月1日から7月23日現在の状況を、去年同期と比較いたしますと、昨年の20,378名から30%増の26,441名となっております。

同じく、本圏域内の状況を、去年同期と比較いたしますと、昨年の59名から1名少ない58名となっております。

なお、長崎県全体では昨年の311名から10%減の281名でございます。

圏域内の58名の内訳は、重症者が2名、中等症者が31名、軽症者が25名となっております。

また、年齢構成別では、0歳から17歳までが9名、18歳から64歳までが19名、65歳以上が30名でございます。今後も、迅速な対応に努めてまいります。

職員におきましては、日々、救助技術の研鑽に励んでおります。来る8月23日には、全国消防救助技術大会が宮城県宮城郡利府町で開催されます。本組

合からは、「ほふく救出チーム」及び「ロープブリッジ救出チーム」が出場をいたします。日頃の訓練の成果を十二分に発揮し、良い成績を収めてくれるものと期待しております。

不燃物の処理業務につきましては、諫早市、雲仙市の協力のもと、搬入されます不燃性廃棄物の適正処理とリサイクル率の向上に努め、日々の処理業務を進めているところでございます。今後とも、両市との連携に努め、事業を推進いたします。

なお、今回提出させていただいております各議案につきましては、事務局長より説明いたさせますので、御了承を賜りたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、私からの総括説明とさせていただきます。

○議長（松本正則君）

次に、日程第3、議案第12号「県央地域広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第12号「県央地域広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本案は、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が、平成29年5月30日から施行されたことに伴い、法律の字句及び条文を引用しております、標記の条例につきましては、構成市の取扱いに準じ条文を整理するものでございます。

法律の改正内容でございますが、マイナンバーの適正な取扱いを確保するために、国に設置されております「特定個人情報保護委員会」が、マイナンバー事務に加え、個人情報保護法に基づく個人情報取扱事務も所掌することとなり、名称も「個人情報保護委員会」と改組されたことや、情報提供ネットワークシステムを利用したマイナンバー事務の情報連携につきまして、地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても、法定事務と同様に規定が明文化されたことなどが、主な内容でございます。これにより、法律を引用しております本組合条例につきましては、条文の整理を行ったものでございますが、条例の趣旨及び事務処理の内容に変更はございません。

まず1ページを御覧下さい。第2条は「情報提供等記録」の定義について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に準じて規定するものでございます。

次に、第35条は実施機関が保有個人情報の訂正の実施をした場合における保有個人情報の提供先への通知について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に準じて規定するものでございます。

第37条は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条を引用している県央地域広域市町村圏組合個人情報保護条例第37条第1項第1号について、同法の一部改正による条の繰り下がりに対応するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日とするものでございます。

議案第12号資料につきましては、新旧対照表でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第12号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第12号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

○議長（松本正則君）

議案第12号「県央地域広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第12号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第4、議案第13号「平成28年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

それでは、議案第13号「平成28年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は地方自治法第233条第3項の規定によりまして別冊のとおり監査委員の審査意見を付して議会の認定に付するものでございます。

平成28年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算書その他、付属資料といたしまして決算書資料、主要施策の成果説明書、決算説明資料、監査委員からの審査意見書を配布いたしております。

それでは、お手元に配布しております決算書及び付属資料によりまして、平成28年度歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

はじめに決算書の1ページ、2ページをお開きください。一般会計歳入歳出決算総括表でございます。

左のページに記載のとおり、収入済額33億3,664万3,462円に対して、右のページに記載のとおり、支出済額31億9,426万568円となっており、歳入歳出差引残額は1億4,238万2,894円でございます。予算額に対する歳入・歳出の決算額の執行率は、歳入が102.6%、歳出が98.2%となっております。

次に、歳入歳出予算に係る歳計現金等の保管状況について御報告いたします。

決算書の5ページを御覧ください。

はじめに、中程にございます5款の財産収入を御覧ください。この款は財産である基金の運用収入でございますが、指定及び指定代理金融機関であります親和銀行と十八銀行の2行に対して利率交渉を行い、定期預金として保管運用しており、収入済額の欄のとおり、28年度は23万266円の利息が生じております。

次に8款の諸収入を御覧ください。歳計現金は、預金として保管運用を行っております。1項の預金利子の欄にありますように、合計1万1,719円の利息が生じております。

次に、歳入歳出の詳細につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入の方から御説明申し上げますので、決算書の11ページ、12ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金は、予算現額 27 億 8,926 万 1 千円に対し、調定額・収入済額共に 27 億 8,926 万 792 円となっております。

補正内容としましては、6 節高速国道救急業務特別負担金、8 節市単年度特別負担金の額の確定による減額で、合わせて 124 万 7 千円を減額補正しております。

内容について御説明いたします。11 ページの右上に節と記載しておりますが、区分欄の数字が節を表しており、その後の表記が節の名称でございます。

まず、1 節総務負担金 4,022 万 5 千円は、管理経費の議会費、総務管理費、監査委員費の財源としての負担金でございます。構成 3 市の負担金は、必要経費総額を不燃物処理事業費と消防事業費の経費に対して、それぞれに人口割 80%、平等割 20% で算出し、負担していただいております。

次の 2 節不燃物処理事業負担金 1 億 5,556 万 4 千円は、不燃物処理施設の管理運営に係る財源としての負担金でございます。諫早市、雲仙市の 2 市の処理に係る分で、人口割で算出しております。

次の 3 節消防費負担金の欄を御覧ください。右のページの備考欄に記載しております消防経常経費負担金 19 億 1,013 万 2 千円は、常備消防及び救急業務に関する負担金でございます。

必要経費について、職員配置割 85%、人口割 15% の負担率で各市の負担額を算定しております。

同じく備考欄に記載の施設整備基金積立負担金、退職手当基金積立負担金、庁舎建設起債償還負担金、車両起債償還負担金につきましては、消防経常経費と同じ負担率で各市の負担額を算定しております。

次に 5 節消防債元利償還金特別負担金を御覧ください。内訳を備考欄に記載しておりますが、地元市で負担していただく償還額で、消防救急無線デジタル整備に伴います構成各市の消防団車両受令機等の整備負担分と、諫早市におきましては市の事情で移転した西諫早分署の建設費、諫早署の特殊車両である梯子車購入費及び諫早署新庁舎敷地造成費でございます。大村市については、大村署の特殊車両である梯子車購入費に係る分でございます。

次に 6 節高速国道救急業務特別負担金は、西日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務の運営に関する支弁金でございます。

インターチェンジを有する諫早市と大村市に、請求関係事務をそれぞれ行っていたいただき、両市に納付された支弁金を組合へ納入していただいているものがございます。

次の 8 節市単年度特別負担金は、独立行政法人国立病院機構長崎医療センターが所有する人材育成センターの一部を借用する大村消防署久原分署の賃貸借

料、雲仙分駐所の梯子車オーバーホール費及び屋根防水工事費に係る負担金でございます。

次に2款使用料及び手数料を御覧ください。予算現額1,600万円に対し、収入済額1,781万7,980円で、約182万円の収入増となっております。この主な要因は、2目消防手数料、1節消防事務手数料の備考欄の危険物検査手数料が増となったことによるものでございます。

次に3款国庫支出金を御覧ください。予算現額、調定額、収入済額ともに1,454万9千円で、大村消防署の高規格救急車が緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付を受けたものでございます。

次に13ページ、14ページをお開きください。

5款財産収入は、先ほど御説明したとおりでございます。

6款繰入金は、退職手当基金、施設整備基金からの繰入金でございます。予算現額、調定額、収入済額共に1億5,658万5千円となっております。このうち退職手当基金繰入金は、備考欄のとおり消防費の退職手当基金繰入金で消防職員の退職金に充当したものでございます。施設整備基金繰入金につきましては、雲仙分駐所の梯子車オーバーホール費、車両更新等に係る事業費及び不燃物処理施設の場内舗装等工事及び旧給水管撤去工事といった施設整備のための財源として繰入れたものでございます。

補正内容は、施設整備基金繰入金で、車両更新に係る事業費の確定に伴い、97万6千円の減額補正を行っております。

7款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。補正内容は、高速国道救急業務負担金の確定に伴う財源更正と総務費、衛生費及び消防費の剰余金に係る基金積立で、合わせて、1億1,533万9千円を増額補正しております。

8款諸収入は、予算現額5,059万円に対し、調定額7,458万6,420円、収入済額7,442万166円で、収入未済額16万6,254円となっております。

8款1項預金利子につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

8款2項雑入につきましては、予算現額5,053万9,000円に対し、調定額7,457万4,701円、収入済額7,440万8,447円でございます。2,386万9,447円の収入増となっております。

これは、備考欄の最初に記載しております不燃性有価物売却代が見込金額を上回ったことや当初予算に見込んでいませんでした備考欄に記載の有価物売却代金、下から7行目でございます。その2つ下の損害賠償費などの収入があったことによるものでございます。

また、収入未済額16万6,254円につきましては、損害賠償額に記載の62万円の他に、示談書により、支払ってもらったこととなっていた16万6千円が未納となっているもので、254円につきましては、確定している遅延損害金でございます。

次に15ページ、16ページをお開きください。9款組合債は、予算現額、調定額、収入済額共に同額の1億1,010万円となっております。

起債対象につきましては備考欄に記載しておりますとおり、高規格救急自動車3,100万円他以下のとおりでございます。補正内容は、事業費の確定に伴うものでございまして、合わせて570万円の減額補正をしております。

以上の歳入合計は、一番下の欄になりますが、予算現額32億5,265万9千円に対し、調定額33億3,680万9,716円、収入済額の33億3,664万3,462円で約8,398万円の収入増となっております。

次に、歳出について御説明いたしますので、17ページ、18ページをお開きください。

はじめに、1款議会費を御覧ください。予算現額45万8千円に対し、支出済額44万5,069円で、執行率は97.2%でございます。この経費は、組合議会の運営に係るものでございます。

次に2款総務費を御覧ください。1項総務管理費は、予算現額4,383万3千円に対し、支出済額4,112万8,516円で、執行率は93.8%でございます。この経費は、組合事務局の運営経費で、職員の人件費、事務費等となっております。補正内容は、総務費の剰余金処分に係るもので、財政調整基金に積立てるため500万円を増額補正しております。

次に19ページ、20ページの、2項監査委員費を御覧ください。予算現額57万2千円に対し、支出済額42万6,301円で、執行率は74.5%でございます。この経費は、監査事務に係るものでございます。

次に、3款衛生費1項不燃物処理事業費を御覧ください。予算現額2億2,659万円に対し、支出済額2億2,255万9,172円で、執行率は98.2%でございます。

不燃性廃棄物を適正に処分するとともに、リサイクルを促進し、有価物回収と入札による売却を実施し、収益を上げることで構成市の負担金の低減に努めているところです。

不用額403万円の主なものは、工事請負費で、旧給水管撤去工事の工事区間の変更に伴う執行残等によるものでございます。

次に、21ページから30ページの4款消防費1項消防費を御覧ください。予算現額25億4,321万7,000円に対し、支出済額24億9,634

万2, 212円で、執行率は98.2%でございます。この経費は、消防救急業務に係るもので、その7割程度が消防職員の人件費となっております。

不用額4, 687万円の主なものにつきまして御説明いたします。

1目消防運営費でございます。ページは21ページから28ページでございます。主な不用額でございますが、2節給料318万円の不用額については、自己の都合による退職者が2名あったことによるものでございます。4節共済費1, 485万円につきましては、共済組合負担金の負担率が下がったこと等によるものでございます。9節旅費の不用額201万円につきましては、熊本地震の発生に伴い、沖縄県で開催予定の九州消防救助技術指導会が中止となり、大会参加旅費が未執行となったこと等によるものでございます。11節需用費の不用額1, 114万円につきましては、燃料費の不用額が約418万円で、ガソリンや軽油の単価が見込みより下がったこと等によるものでございます。

また、光熱水費の不用額が、約312万円で、諫早消防署に係る電気代、大村消防署に係る都市ガス代が、見込みより執行が少なかったこと等によるものでございます。12節役務費238万円の不用額の内、通信運搬料が約140万円で、電話料、専用回線使用料等が見込みより執行が少なかったことによるものでございます。

次に23ページ、24ページの13節委託料の不用額403万円につきましては、救急救命士気管挿管実習委託料につきまして、実施症例が少なかったことによるものと、職員検診委託の入札による執行残などによるものでございます。

次に25ページ、26ページの14節使用料及び賃借料の不用額269万円につきましては、公舎借上げ料の諫早署長、大村署長分が必要ななかったことによるものでございます。小浜署長の分だけでございます。

次に、2目消防施設費でございます。ページは27ページ、28ページです。主な不用額につきましては、29ページ、30ページです。18節備品購入費338万円、これは入札による執行残によるものでございます。

次に、5款公債費でございます。予算現額4億3, 448万9千円、支出済額4億3, 335万9, 298円でございます。内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

6款予備費については、支出がございませんでした。

以上の歳出合計が、一番下の欄で、予算現額32億5, 265万9千円に対し、支出済額31億9, 426万568円、予算に対する執行率は98.2%でございます。不用額5, 839万8, 432円につきましては、全額、翌年度への繰越金となりますので、29年度の補正予算の財源及び基金の積立てとして予定しております。

次に31ページをお開きください。「実質収支に関する調書」でございます。歳入総額から歳出総額を差し引きますと、歳入歳出差引額は1億4,238万3,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、同額の1億4,238万3,000円でございます。

次に、33ページ、34ページの「財産に関する調書」でございますが、土地及び建物におきましては、増減はあっておりません。

次に、物品につきましては、35ページ、36ページに記載のとおりで、取得価格が1件100万円以上の物品及び自動車類を記載しております。

はじめに35ページを御覧ください。平成28年度中の増減でございますが、事業課の軽自動車1台の廃車に伴う減がっております。

次に、36ページでございます。平成28年度中の増減でございますが、備考欄に記載のとおり「消防ポンプ自動車」につきましては、諫早消防署で1台の更新に伴う増と減、宮小路分署で1台の増、「水槽付消防ポンプ自動車」通常タンク車と呼びますが、これにつきましては、大村消防署の非常用1台の廃車に伴う減、「高規格救急自動車」につきましては、大村消防署及び宮小路分署で計2台の増、大村消防署及び小浜消防署の非常用計2台の廃車に伴う減、「その他車両の緊急車」につきましては、大村消防署で防災広報車1台の更新に伴う増と減、「その他車両の一般車」につきましては、西諫早分署及び久原分署で広報車計2台の更新に伴う増と減がっております。

「高度救急処置シミュレーター」につきましては、諫早消防署で1台の更新に伴う増と減がっており、「エアコンプレッサー」1式を、大村消防署に新規配備しております。

基金の現在高につきましては、最後の37ページに記載のとおりでございます。

以上で、決算書の説明を終わらせていただきます。

次に、別冊の平成28年度決算書資料を御覧ください。青のインデックスで13号資料としているものでございます。

1ページをお開きください。一般会計歳入歳出決算総括表でございます。先程、御説明いたしました一般会計の歳入歳出決算状況を表にして取りまとめたものでございます。

2ページ、3ページを御覧ください。一般会計予算決算対比及び前年度比較表を歳入と歳出について款別に記載させていただいております。

4ページ、5ページは、一般会計決算額歳入・歳出の前年度との比較を、歳入については自主財源・依存財源別に、歳出については性質別に振り分けて表したものでございます。

6ページは、構成市の負担金の決算額を前年度と比較したものでございます。

7ページは、組合債の平成30年度までの償還年次表でございます。28年度末の未償還元金の合計は37億3,142万2,758円となっております。

8ページは、基金の決算状況表でございます。28年度末現在高は11億1,472万2,830円となっております。

9ページ、10ページは、不燃物処理事業にかかる搬入量の過去3年間の実績と搬入手数料の月別の収納内訳でございます。

11ページは、プレス類等有価物の過去3年間の売却実績を表したものとなっております。

12ページから15ページは、消防手数料の月別の収納内訳で、合計と各署ごとの集計表でございます。

16ページは、消防費及び衛生費の普通建設事業の内訳となっております。決算書及び資料の説明は以上で終わらせていただきます。

次に「主要施策の成果説明書」を御覧ください。これは組合が実施しております主要施策の推進と成果の概要を記載しております。

次に「県央組合決算説明資料」をお開きください。これは、予算科目別に事業の概要を整理したものでございます。

主要施策の成果説明書と併せて後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、「監査委員の審査意見書」を添付させていただいております。基金運用状況も含めましたところでの審査となっております。審査結果は1ページに、審査の概要と意見につきましては2ページ以降に記載されているとおりでございます。1番最後の12ページの「8むすび」の下から6行目にありますように、本組合の歳入財源は、各構成市からの貴重な負担金で賄われていることを常に念頭に置き、効率的・効果的な運営と健全財政の確保に努めながら、圏域の住民の皆様の安全安心と環境衛生の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上で、議案第13号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第13号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入、歳出、財産に関する調書をそれぞれ区分し、歳出から順次、款を追って質疑に入ります。

質疑は、歳入は全般、歳出は款ごとに3回までとなっておりますので、御了承をお願いいたします。

なお、質疑の際には、決算書等のページ数をお示しくください。

○議長（松本正則君）

まず、1款議会費について、ページは、17ページから18ページであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、次に、2款総務費について、ページは、17ページから20ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、次に、3款衛生費について、ページは、19ページから22ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、次に、4款消防費について、ページは、21ページから30ページまでであります。

○中野太陽議員

27ページ、28ページになります。施設費の役務費について伺いたいのですが、ここにある保険料というのは、車両の保険なのか何の保険なのか分からなかったので説明をお願いします。

○消防長（川原 敦君）

消防施設費の役務費についてお答えいたします。保険料は、自賠責保険26台分、自動車共済72台分、建物共済16件分でございます。その他手数料として緊急車両の12ヵ月点検が25台あります。以上でございます。

○中野太陽議員

車両の方でお伺いしたいのですけども、26台分と72台分ということで、これは、例えば1つの会社に一括で保険というのは入っているのか、1台1台別々になっているのかそこだけ伺いたいと思います。

○消防長（川原 敦君）

車両自体は1台ずつの加入となっています。共済は1つの法人への加入となります。

○津田 清議員

22ページの旅費の普通旅費というのは、どういったものなのか説明をお願いします。

○消防長（川原 敦君）

普通旅費についてお答えいたします。一つは消防学校等入校関係の旅費でございます。もう一つは会議、研修会等の旅費となります。以上でございます。

○議長（松本正則君）

ほかにございせんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、次に、5款、公債費について、ページは、29ページから30ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、次に、6款、予備費について、ページは、29ページから30ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、次に、歳入全般に対する質疑に入ります。ページは、11ページから16ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、次に、「財産に関する調書」について、ページは、33ページから37ページまでであります。

○中野太陽議員

37ページ、基金について伺いますが、財政調整基金の関係で、いわゆる各自治体も持っている基金なんです、これの目的ですね、こういった形で何に使えるのか、何を目的にして使うために基金としてあるのかということと、もう一点は、いくらぐらいあるべきなのか、貯めるだけ貯めた方がいいのか、それともある程度、何割、何%ぐらいというのがあるのか、そのあたりを伺いたいと思います。

○事務局長（土橋伸秀君）

通常、地方公共団体におきましては、リーマンショックとかそういった経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源として充てるという役割がございますけれども、組合におきましては、負担金が歳入の大部分でございますので、用途は主に歳出の方になります。災害発生による経費が一番可能性の大きいものだと思いますけれども、あとは緊急に実施することが必要となった建設事業の経費、その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるということですので。緊急に必要なになったというものについては、例えば新型インフルエンザですね、こういうものが蔓延しますと終息までに2か月程度かかると、そういった場合には、使い捨ての感染防止衣などが大量に必要ですので、こういった経費を想定しております。現在5,000万円ほどございますが、運営上これ位あれば足りるのではないかと考えております。

○議長（松本正則君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第13号「平成28年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第13号は、原案どおり認定されました。

○議長（松本正則君）

次に、日程第5、「組合行政に対する一般質問」にはいります。

この際、議長からお願いいたします。発言時間については、申し合わせにより、一人につき、答弁を除き20分以内に終わるようご協力をお願いいたします。

なお、答弁につきましては、質問の趣旨を良くとらえ、簡明、的確に答弁をお願いします。

それでは、中野太陽議員

○中野太陽議員

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず大きな1番、ドローンの活用についてということで、（1）、（2）、（3）と題を振っています。まず、先進自治体のドローンの活用についてどのように考えているのかということ。2点目に特に県央は山間部を広くかかえております。山火事、遭難事故、また、救急医療こういったものに幅広く活用できると思いますがけれども、どのような検討を行っているのか。そして、当組合で導入する考えがないのかという3点、まずお伺いしたいと思います。

○消防長（川原 敦君）

ドローンの活用方法についてお答えいたします。

ドローンの活用につきましては、消防のみならず各分野で現在活用を検討されているところがございます。また、実際に活用されているところもあらわれるようございます。消防機関におきましては、平成27年度に総務省消防庁から無償貸与という形で、消防活動用偵察システムの構築ということで、さいたま市消防局並びに千葉市消防局に無償貸与されております。現在、その効果を検討されて、今、運用指針について策定中ということでお聞きしているところ

でございます。さらには、2019年度に全国の消防学校、全国に55校あります。その55校にドローンが無償貸与し、消防団員に対して消防団の情報収集の体制の強化を目的に操作訓練や教育がなされると聞いております。

また、ドローンによる救急資機材の搬送についても、治療薬やAED、このようなものが傷病者のもとに搬送できないかということで、今年度中に実証実験があるとお聞きしているところでございます。実は当消防本部におきましても、先月の7月12日、諫早消防署においてドローンのデモフライトをお願いし、その活用について、確認させていただいたところでございます。活用のメリットとしては、大規模火災の延焼範囲の延焼方向や立体的な災害状況の把握、あるいは、大規模災害時における要救助者の速やかな検索情報、大規模な土砂災害への情報把握、再崩落の監視活動、毒劇物漏洩事故等での消防隊の危険ゾーンの確認など情報収集にあると考えております。

課題として、通常の火災現場等では現場に多くの隊員が活動しております。また、多くの市民の皆様がおられる状態で、火災時に発生する熱気流や気象状況、電波障害などによって墜落する危険も否定できないところではあります。安全管理上の課題があると考えております。さらに運用にあたっては、専門の部隊並びに人員の増員が必要となることから、今後、総務省の検証結果や先進自治体の活動内容、また、人員の問題、費用対効果も含め当消防本部としてどのような対応ができるか考えていきたいと思っております。以上でございます。

○中野太陽議員

ちょっと確認させていただきたいのが、先ほどのご説明の中に2019年度55校に貸与を考えていると、これは、県央の組合が手を上げるとかそういう方式で決まるのでしょうか、それとも総務省が勝手に決めるようなそういう形になるのでしょうか。

○消防長（川原 敦君）

先ほど申しあげました2019年度までの貸与の件ですけど、これは消防学校、全国に消防学校があります。長崎県には大村市にある消防学校でございます。これが55校ありますけど、ここに1校2機体制で配備を計画されているという情報が入っております。以上でございます。

○中野太陽議員

国の動向も見ながらということだと思います。ちなみに、1台どれくらいするのでしょうか。

○消防長（川原 敦君）

先日デモフライトをお願いしたところは、国産で600万円程度すると聞いております。こちらから確認した価格でございますので、色々な資機材を載せ替えることによって変わると思います。以上でございます。

○中野太陽議員

分かりました。この600万円をどう見るかと、今後、価格が安くなるのか高くなるのかと思いますけれども、是非、この辺は、最先端の技術で助かる命が増えれば、これはもう高くてもあるに越したことはないと思いますので、是非、情報収集をしていただいて、購入に向けて、是非、研究していただければというふうに思います。

2点目に行きます。老朽化施設の建て替えについてということで、まず（1）ですが、今後の施設の建替えのスケジュールについて質問したいと思います。消防力整備計画が手元にきたのですが、それを読んでも、例えば、どこをいつ整備していくとか書かれておりませんし、築60年を目安に建替えというのが考えられてますというふうな説明はあるのですが、どの建物が今建築どれぐらいたっているのかというところまで分かりませんので、そういった建替えのスケジュールについて伺いたいと思います。

○事務局長（土橋伸秀君）

老朽化施設の建替えについて、今後の施設建替えのスケジュールについてお答えします。

はじめに県央地域広域市町村圏組合消防本部の施設の保有状況でございますが、年報をお配りしておりましたけれども、年報にございますように消防本署が3署、分署が7、分駐所が1ございまして、長崎医療センター施設内にある久原分署を除く10施設を所有しております。既存施設の目標耐用年数については、本組合の総合管理計画において、法定耐用年数などを考慮し50年を採用し、施設の状況に応じて更に10年程度の長寿命化を行うことで、建設時期の平準化を図ることとしております。今後の施設の建替えにつきましては、消防本署の建替えを優先的に実施しているということや、施設の経過年数が45年経過していること、施設の劣化状況が顕著であることから、小浜消防署の建替えを優先することとしております。現在、雲仙市の担当部署と調整をさせていただいているところでございます。

なお、分署につきましては、経過年数からすると、同じく、45年を経過している高来分署、44年を経過している多良見分署、43年を経過している雲

仙分駐所が目標耐用年数に近づいており、施設の現状を踏まえ計画を立て、建替えを実施していくこととしております。

また、署所の建設用地につきましては、署所の所在市が、無償で県央組合へ貸与することとなっており、建替えのために必要となる用地の提供について、施設所在地の構成市にお願いするということになります。以上でございます。

○中野太陽議員

(2)です。今、言われたのは、1番目に小浜の本署ですね。次が高来か多良見か雲仙という形になるのかなと思いますけども、この順序が入れ替わる場合というのがあるのかどうか。先ほど最後の方に言われました、いわゆる構成市の負担若しくは財政状況によっては、この順序が入れ替わるということがあり得るのかどうかですね、そこがどんな条件かというところで伺いたいと思います。

○事務局長（土橋伸秀君）

先ほど申し上げましたとおり、本署である小浜署につきましては、外壁・内壁のクラック、1階、2階の床仕上げ面のひび割れ、数か所からの雨漏りなど劣化が顕著ということもあって、用地の準備が整いしだい、順次建替えに必要な予算をお願いすることとしております。

分署の方でございますけれども、分署につきましては、施設の現状を踏まえ施設毎の個別計画を平成32年度までに策定し、これに基づき実施していくこととなりますが、先ほど申し上げましたとおり、構成市の財政状況ということではなくて、構成市からの用地の提供が前提となります。

施設の目標年数に達したところで、施設所在地の構成市において用地の準備が整ったところから順次建替えを進めていく考えでございます。以上でございます。

○中野太陽議員

大事なのは用地があるかどうかと言うところで理解しました。私がここで申し上げたいのは、できる限り早くこの用地交渉がすめば速やかに動いてほしいと、先ほど順序という言い方をしましたけれども、そこにとられるのではなくて、例えば、高来はもう直ぐ用地が見つければ直ぐ手が付けられればやりますよと、多良見ができればやりますよと、小浜は用地とかこれも整いしだい直ぐやりますよという立場でやってほしいと思います。今はやっぱり災害の件ではですね、急いで迅速にというのが基本になると思いますので、そういった意味で分かりました、理解いたしました。

最後3番目です。消防署職員、消防士や救急救命士など皆さんの食事について、どういう意味なのかということで、(1)なのですが、これは、愛知県の話だったと思います。消防団員がですね、消防車をいわゆる食堂というか食事処うどん屋にですね、駐車をして、そのまま団員らが昼食をとっていたということで、非常に大きな問題になったと。その内容では、消防署長ですかね、適切じゃなかったみたいなことも言われたというふうな話だったのですが、私の私見は後で述べますけれども、当組合ではこれについてどのように受けとめたのか。また、どのような対策が何かとられたのか。この2点伺います。

○消防長（川原 敦君）

ただいまのは愛知県一宮市でしたか、消防団員が活動服姿のまま、消防自動車でうどん屋に立ち寄って食事をしていたと、これに対して報道され、賛否両論があったということで確認しております。

消防は24時間勤務体制でございます。24時間ですので当然に食事を庁舎内で料理をして作っております。その料理につきましても、業者から配達をお願いして料理をしているところがございます。また、配達ができない地域につきましては、勤務前に隊員が食料を持ち込むなどで対応しているところもあるようでございます。消防は、食事を作るのも給食訓練の一つと考えております。緊急消防援助隊など、自給自足で対応しますので、食事も作れないといけないと考えております。また、そういうことですから当消防本部は、緊急自動車に乗って飲食店に立ち入るといことはあり得ないということでございます。

どのような対策をとったかということですが、消防団につきましても、その勤務状況、その時の活動状況など、その実情をご存じの方は、お疲れ様というか大変でしたねということで、問題なく片付いている方がほとんどであると思っておりますけれども、その時の実情をご存じでない方で、誤解されて不快に思われる方がおられたのかなとも考えております。我々常備消防も、近年増え続ける救急出動件数でですね、隊員が食事もできない、署にも帰れないという、東京消防庁とか船橋市消防局とかですけど、そういう消防本部も出てきております。そのような消防本部は、市民に広報、ピーアールをしてコンビニに立ち寄って食事をしたり、あるいは、医療機関にお願いして病院の食堂で食事をさせてもらっているという消防本部も出てきているのは事実でございます。

当県央消防におきましても、救急件数は飛躍的に増えてきています。部隊によっては1日10回以上出場する時もあるのは事実でございますが、消防任務の特殊性から救急に限らず食事を定時に食べられないことは多々あることでございます。また、そのような救急隊に関してはですね、隊員を交替させて食事

時間をとらせたり、乗せ替えるなどして対応しているところでございますので、現状の方法で対応できると考えているしだいでございます。以上でございます。

○中野太陽議員

私は、正直このニュースを見て何でこれで大騒ぎしたのかなと、要は消防団の方は特にボランティアになるわけですよ。そういった方達が時間がなくて、1回自分の消防団のところに戻って食事をして行くには間に合わないから、急いでご飯を食べるためにということとされていたと思うのですよね。それがお店の方が迷惑だったのか、いわゆる駐車場に救急車や消防車が止まっていたら何だと思って、客が寄らなくなるからとか、そういう心配があったのかもしれないんですけれども、私は、ここは理解の部分なのかなと。それに対して、この署の消防長が最初にいきなり謝ったものだから、ちょっと私はどうだったのかなと。是非ここは理解してくださいというような言い方のほうが私は正しかったのかなと思いはしているんですけれども。諫早市や大村市、雲仙市などでも特に大きな大火災とかあった場合、やっぱりどうしてもやむを得ない状況で、民間の食事のところに寄るといえることはあると思うんですよね。あってしかるべきだし、それを非難する必要はないと思いますし、それに過剰に反応する必要もないんじゃないのかなというふうに思いますので、そこのところはやはり日常の皆さんの活動、活躍というのを市民にもっと理解してもらおうというところも大事になってくるのかなというふうに私はちょっと思いました。この場合は、消防団になるものですので、消防団に対して消防長から何か言及されたことが特別あるのかなのか最後に伺いたいと思います。

○消防長（川原 敦君）

ご承知だと思いますけれども、消防団事務を含め、防災事務に関しては各構成市で担っているところでございます。我々県央消防本部は消防事務を担っておりますので、消防団の方には、訓練などは常に対応しておりますけれども、組織的にも命令系統も違うところでもありますので、私どもから食事に関してとか組織に関しては携わっていないのが現状でございます。

○中野太陽議員

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松本正則君）

これをもって「組合行政に対する一般質問」を終結いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、平成29年第3回県央地域広域市町村圏組合定例会を閉会いたします。

午後3時6分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議

長

松本正則

会議録署名議員

川崎 剛

会議録署名議員

中村 太郎